

# 命 令 書 (写)

再 審 査 申 立 人                      東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社

再 審 査 被 申 立 人                      東 日 本 旅 客 鉄 道 労 働 組 合

上記当事者間の中労委平成23年(不再)第21号事件(初審東京都労委平成19年(不)第68号事件)について、当委員会は、平成24年11月21日第171回第一部会において、部会長公益委員諏訪康雄、公益委員野崎薫子、同柴田和史、同山本真弓、同中窪裕也出席し、合議の上、次のとおり命令する。

## 主                                      文

- 1 初審命令主文第1項中、東日本旅客鉄道株式会社が東日本旅客鉄道労働組合八王子地方本部作成の平成19年2月2日付けFAXニュースはちおうじ第84号を同地方本部傘下の分会掲示板から撤去又は撤去通告したことに係る救済部分を取り消し、これに係る救済申立てを棄却し、同項を次のとおり改める。

東日本旅客鉄道株式会社は、東日本旅客鉄道労働組合に対し、下記の文書を速やかに交付しなければならない。

記

年 月 日

東日本旅客鉄道労働組合

中央執行委員長 X1 殿

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 Y1 ㊟

当社が、平成19年2月7日から9日にかけて、①貴組合八王子地方本部  
拝島運転区分会の掲示板から平成19年2月1日付け支部情報スポット第  
54号を撤去し、また、同分会に対し、同年1月25日付けJR東労組連絡  
第395号の撤去を通告したこと、②同豊田電車区分会の掲示板から同月2  
6日付け八王子地本連絡第224号及び同18年11月付け「第30回臨時  
中央委員会決定を全組合員で遵守し東労組破壊攻撃を打ち砕こう！」と題す  
る文書を撤去し、また、同分会に対し、同19年2月2日付けFAXニュー  
スはちおうじ第84号を一部修正（個人名をイニシャルに変更）したもの  
の撤去を通告したこと、③同東所沢電車区分会に対し、同年1月26日付け八  
王子地本連絡第224号及び同月31日付け東京FAXニュース第119  
号の撤去を通告したことは、いずれも中央労働委員会において不当労働行為  
であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

2 その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

## 第1 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）が、平成19

年2月7日（以下、平成の元号は省略する。）から9日にかけて、東日本旅客鉄道労働組合八王子地方本部（以下「地本」という。）の7分会における掲示板の下記第2の1の7種の掲示物（以下「本件掲示物」という。）について、同2のとおり、撤去及び当該分会に撤去を通告したこと（以下「本件撤去等」という。）が、不当労働行為であるとして、19年7月20日、東日本旅客鉄道労働組合（以下「組合」という。また、地本と併せて「組合」ということがある。）が、東京都労働委員会（以下「東京都労委」という。）に救済申立てを行った事件である。

## 2 請求する救済内容の要旨

(1) 会社は、地本の各職場において、管理者らをして組合の掲示物を撤去させるなどして、組合の運営に支配介入しないこと

(2) 謝罪文の掲示

3 東京都労委は、23年3月1日付けで、本件撤去等は労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして、文書交付等を命ずる旨を決定し、同年3月31日、命令書を交付した。

これを不服として、会社は、同年4月7日、初審命令の取消し及び救済申立ての棄却を求めて再審査を申し立てた。

## 第2 本件の争点

会社の本件撤去等は、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。

### 1 撤去の通告又は撤去された掲示物

掲示物① 19年2月2日付けFAXニュースはちおうじ第84号  
(別紙① **(略)**) (地本作成)

掲示物①-2 掲示物①の個人名をイニシャルに変更したもの (別紙①-2 **(略)**) (地本作成のものを同豊田電車区分会が修正)

掲示物② 19年2月1日付け支部情報スポット第54号 (別紙②)

(略) (組合八王子支部作成)

掲示物③ 19年1月25日付けJR東労組連絡第395号 (別紙

③ (略) (組合中央本部作成)

掲示物④ 19年1月26日付け八王子地本連絡第224号 (別紙

④ (略) (地本作成)

掲示物⑤ 18年11月付け「第30回臨時中央委員会決定を全組合員で遵守し東労組破壊攻撃を打ち砕こう！」と題する文書 (別紙⑤ (略) (組合作成)

掲示物⑥ 19年1月31日付け東京FAXニュース第119号

(別紙⑥ (略) (組合東京地方本部作成)

2(1) 地本三鷹電車区分会 (以下「三鷹分会」という。) の掲示板から、19年2月8日、掲示物①を撤去したこと。

(2) 地本立川車掌区分会 (以下「立川分会」という。) の掲示板から、19年2月8日、掲示物①を撤去したこと。

(3)ア 地本拝島運転区分会 (以下「拝島分会」という。) に、19年2月7日、掲示物③の撤去を通告したこと。

イ 同分会の掲示板から、同年2月8日、掲示物①及び②を撤去したこと。

(4) 地本八王子車掌区分会 (以下「八王子分会」という。) の掲示板から、19年2月8日、掲示物①を撤去したこと。

(5)ア 地本豊田電車区分会 (以下「豊田分会」という。) の掲示板から、19年2月7日、掲示物④及び⑤を撤去したこと。

イ 同分会に、同年2月8日、掲示物①の撤去を通告したこと。

ウ 同分会に、同年2月9日、掲示物①-2の撤去を通告したこと。

(6) 地本武蔵小金井電車区分会 (以下「武蔵小金井分会」という。) に、19年2月7日、掲示物①の撤去を通告したこと。

- (7) 地本東所沢電車区分会（以下「東所沢分会」という。）に、19年2月8日、掲示物①、④及び⑥の撤去を通告したこと。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 会社の主張

- (1) 掲示物①、①-2及び②についての会社の措置は、組合との間の労働協約の掲示物に関する条項に基づく正当な行為であることについて

会社は、掲示物①、①-2及び②（以下「3種の掲示物」ともいう。）については、個人を誹謗し、職場規律を乱すものであるから、組合との間で締結された労使間の取扱いに関する協約（以下「協約」という。）第65条第1項（撤去要件）に該当するものとしてその撤去を通告したものである。

ア 3種の掲示物が「個人を誹謗」するものであることについて

3種の掲示物は、**X2**と**X3**（以下「**X2**ら」という。）の氏名やイニシャルを一目でわかるように目立たせ、「組織破壊者と断定」と大書するなど、第13回中央執行委員会の客観的な決定内容等を伝えるというよりも、**X2**らが「組織破壊者」であることを殊更強調するなど、専ら両名を非難攻撃することを意図しているものであるから、「個人を誹謗」する掲示物に該当する。

イ 3種の掲示物が「職場規律を乱すもの」であることについて

「職場規律を乱すもの」の意味は、これが掲示物の撤去要件であることを考えれば、実際に職場規律を乱す結果が発生したことを要するものではなく、職場規律を乱すおそれがあることで足りると解される。

3種の掲示物が、①専ら**X2**らの両名を非難攻撃することを意図しているものであること、②浦和電車区事件や過去の同種事件においても使われた「組織破壊者」であることが強調され、それら事件と同様

に組合掲示板に掲示されたこと、③ **X2** らの両名が過去に組合員の非難攻撃にさらされ多大な精神的打撃を受け未だその影響を克服していないことなどからすれば、3種の掲示物は、**X2** らの両名に精神的苦痛を与え職務遂行に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、3種の掲示物をきっかけに、**X2** らの両名に対し浦和電車区事件や過去の同種事件と同様な組合員による非難攻撃が生ずるおそれがあったと考えられた。会社は、浦和電車区事件や過去の同種事件で対象者がどのように非難攻撃されていたのかについて、後日判明したものを含め、具体的に把握していたのであり、会社が3種の掲示物について上記のように考えたことには相応の根拠があった。したがって、3種の掲示物は「職場規律を乱すもの」に当たる。

ウ 3種の掲示物の撤去を通告しあるいは撤去したことは **X2** らに対する安全配慮義務に基づくものであることについて

**X2** らに対しては、15年当時に組合員からの非難攻撃があり、会社としては、浦和電車区事件のような事態に発展させないために、組合に対して、接触しないよう申し入れたり、掲示物の撤去を求めたりする対策を講じてきたところである。**X2** について言えば、同人への非難攻撃は同年に終息したのではなく、18年5月に入っても続いていたのであり、**X3** については3年間の出向期間が終わる同年になっても元の職場に戻されることを思っただけで円形脱毛症になった程の精神的に重い負担が続いていたのである。

**X2** らのこのような状況を会社は把握していたのであるから、3種の掲示物の掲示により組合員らの両者に対する非難攻撃が誘発され、両者に精神的な被害が生じ、あるいは増幅される危険性が認められた。

このような場合、**X2** らの雇用主である会社には、危険をそのまま放置するのではなく、それを防止すべく適切な措置をとる、いわゆる

安全配慮義務（労働契約法第5条）が求められるのであり、かかる観点からも3種の掲示物の撤去を求めたことは正当であり、かつ必要な措置であった。

したがって、安全配慮義務の履行という観点から見ても、3種の掲示物の撤去を通告しあるいは撤去したことは不当労働行為に当たらない。

- (2) 3種の掲示物の撤去要求及び撤去について会社には支配介入の意思がないから不当労働行為に該当しないことについて

支配介入については、使用者の具体的な反組合的行為の意思が成立要件になると解されるが、本件では次に述べるとおり、会社にはこのような具体的な反組合的行為の意思がないのであり、支配介入に当たらない。

会社が3種の掲示物の撤去を求めた理由は、①浦和電車区事件(当時、会社にはその全容が判明していた。)及び過去の同種事件と本件との類似性があったこと、②浦和電車区事件の再発防止と職場規律の維持のためのポイントの1つとして組合の掲示物の内容に細心の注意を払うべきことが全社的に確認されていたこと、③浦和電車区事件及び過去の同種事件も本件も、対象者に「組織破壊者」とのらく印を押し、これが非難攻撃の象徴的言葉として用いられており、掲示物にも「組織破壊者」との表現がなされていたこと、④ **X2** に対する非難攻撃は18年になっても続いており、**X3** については15年当時うつ状態になり、18年になっても精神的苦痛が続いていたこと、以上のような状況下で、会社は、浦和電車区事件や過去の同種事件と同様の事態が発生することを危惧したが、会社がそのように判断したことには相応の根拠があったと言うべきである。結局、会社は、浦和電車区事件や過去の同種事件の再発を未然に防止し、職場規律を維持し、かつ **X2** らに対する安全に配慮することを目的として3種の掲示物の撤去を求めたのであるから、組合の運営

活動を妨害したり、組合の自主的決定に干渉したりする意図は毛頭有していなかった。

したがって、3種の掲示物の撤去要求及び撤去には会社の支配介入の意思（具体的な反組合的行為の意思）は存在しないのであるから不当労働行為に該当しない。

- (3) 会社には、掲示物③ないし⑥を撤去する意思がなかったことについて  
会社が撤去すべきと考えた掲示物は3種の掲示物の3点であり、会社は掲示物③ないし⑥の撤去を求める意思はなかったのであるが、現場管理者が会社の指示を誤解し、会社の意に反して撤去を通告しあるいは自ら撤去したのであるから、これらの行為が外形的に支配介入に当たるとしても、それを会社に帰責することはできない。

## 2 組合の主張

- (1) 本件掲示物は協約第65条の「個人を誹謗している」ないし「職場規律を乱すもの」に該当しない。

ア 「個人を誹謗している」に該当するか否かについて

会社の主張は、要するに、統制処分手続にかかった旨を通知するのであれば、大書などして「**X2、X3**」が一目で分かるようにする必要がないというものである。しかしながら、一目で分かるように記載するのは掲示の本来あるべき姿であって、必要性があることは明白である。100名以上の氏名の中から当該職場に関係する2名の名前を探せば分かるというのは、掲示物の役割に反する指摘である。

また、記載内容の点については、①統制処分手続に入るに先立って組合は、半年にわたって6回、「こういうことをし続けたら、組合としては、組織破壊者と判断せざるを得ないよ」という手紙ないし連絡を**X2**らに送っていること、② **X2**らは統制処分手続の中で一切の弁明をせずを除名となっていること、③ **X2**らは統制処分を受けた直後に



対立労働組合を立ち上げて役員に就任していること、④「組織破壊」という用語は国鉄時代から労働組合内では使用され続けているものであることなどから、「個人を誹謗」に該当しないことは明らかである。

イ 「職場規律を乱すもの」に該当するか否かについて

この点に関連して会社は、浦和電車区事件以外にも様々な出来事を引き合いに出し、しかも客観的な事実を述べるのではなく会社に都合の良い断片的事実だけをあげて本件と結び付けようとしている。だが、会社が主張する出来事のいずれもが本件とは関連性がないことが証明されている。

浦和電車区事件については、初審が指摘しているとおおり、本件とはことごとく事案を異にしている。本件揭示物は統制処分手続にかけた事実を記載したものであって、統制処分手続にかけなかったことを問題とされた浦和電車区事件とは問題の所在も根本的に異なっている。

また、① **X2** らを含めて統制処分手続に入るに先立って、半年にわたり6回も「こういうことをし続けたら、組合としては、組織破壊者と判断せざるを得ないよ」という手紙ないし連絡を同人らに送っているため、本件揭示は組合員の感情をあおる状況にはなかったこと、② **X2** らの統制処分理由の事実関係には争いがなかったこと、③ **X2** らは統制処分を受けた直後に対立労組を立ち上げて役員に就任しており、統制処分はむしろ事態を収めるものであったことなど、統制処分手続に入ったこと自体が正当であって職場規律を乱すものではない。加えて、④ **X2** のことは職場の者たちの多くは知らず、**X3** は出向で職場にはいないから、職場で個人的な衝突が起きる危険性がなかったこと、⑤ **X2** ら自身が本件揭示物を見て苦情を申し立てた事実がないこと、⑥現実に本件揭示物によって **X2** らを含めて100名を超える統制処分対象者との関係でも職場の混乱が一切なかったことなど、本件揭示

物が職場規律を乱すことは全く想定しえない状態だった。

これらの事情は会社も知っていたことであるから、「職場規律を乱す」おそれとの会社の主張にも理由がない。

- (2) 本件撤去等が、会社の安全配慮義務に基づく行為として正当化される余地はない。

職場規律が乱れるおそれが全くない状況下で、本件撤去等が会社の安全配慮義務に基づく行為として正当化される余地はない。

当該安全配慮義務に基づく行為で正当である旨の会社の主張は初審ではなされておらず、再審査申立てにおいて初めてなされたものである。会社は、本件救済申立てがなされる後までは、**X2** に対しても **X3** に対しても、本件掲示物による影響について一切の事実聴取をしておらず、このような会社の行動に照らしても、本件撤去等が会社の安全配慮義務に基づく行為であると認める余地はない。

- (3) 本件撤去等の一部につき、会社の意思に基づかず、会社に帰責させるべきではない行為はなく、すべて会社が責任を負うべきである。

この点については、会社の取締役である証人 **Y2** が、仮に現場長が間違っって掲示を剥がしたとしてもその責任は会社にあると認識していると述べているとおりである。つまり、仮に現場長が誤って掲示を撤去したとしても、会社に帰責させるべきであることに変わりはない。しかも、本件では会社が誤って掲示を剥がしたとした現場長を処分した事実はない。この点に照らせば、現場長が掲示を撤去したことについてはすべて（会社が誤って撤去したと主張しているものを含めて）、会社がその行為を容認していると評価するのが相当である。

したがって、本件撤去等の一部につき、会社の意思に基づかないという理由で会社に帰責させるべきではない行為はなく、すべて会社が責任を負うべきである。

#### 第4 当委員会の認定した事実

##### 1 当事者

- (1) 組合は、昭和62年3月3日に結成された、会社の労働者をもって組織する労働組合であり、地本は、組合に12ある地方本部の1つである。本件救済申立て時における組合員は、組合が約4万7300名、地本が約3100名である。組合は、会社において労働組合の組合員となる資格を有する労働者の約80パーセントを組織する過半数組合である。

なお、会社には、組合のほかに7つの労働組合がある。

- (2) 会社は、肩書地に本社を置き、旅客運送事業等を行う株式会社であり、本件救済申立て時における従業員は約7万名である。

##### 2 会社の労使事情

- (1) 会社は、いわゆる国鉄分割民営化に伴い、昭和62年4月1日に株式会社として設立・発足したが、それ以降、組合と会社とは、4回の労使共同宣言及び3回の安全宣言を行い、労使協力体制の確立を図ることを確認してきた。

【乙1～4】

- (2) 組合の組合員の一部は組合を脱退してジェイアールグリーンユニオン（以下「グリーンユニオン」という。）を結成したが、11年頃から、同組合と組合との間で組合員の獲得競争が激しくなった。そして、後記4のとおり、組合の組合員がグリーンユニオンの組合員の企画する行事等に参加すると、組合内で「組織破壊者」などと非難する事態が生じた。

【乙83、再審査① Y2 15頁】

##### 3 本件撤去等

- (1) 八王子支社から地本に対する撤去通告

1999年2月7日午後4時頃、八王子支社勤労課の Y3 副課長（以

下「**Y3**副課長」という。)は、地本の **X4** 業務担当部長(以下「**X4**業務担当部長」という。)に対し、組合の掲示板に掲示された掲示物①は、個人名及び「組織破壊者」との記載があるため、個人を誹謗中傷し、また、職場規律を乱すものであるから、撤去するように電話で連絡した。**X4**業務担当部長がこれを拒否したため、**Y3**副課長は自ら撤去する旨を述べた。

同日午後4時30分頃、地本の **X5**副委員長(以下「**X5**副委員長」という。)が八王子支社に電話をしたところ、**Y3**副課長が対応した。**X5**副委員長は、**Y3**副課長に対して、掲示物①を撤去すべき理由について確認したところ、**Y3**副課長は、個人の名前が出ていること、職場規律を乱すおそれのあること、運転に影響して事故を起こすかもしれないこと、組合員が取り囲んで暴力を振るうことが予想されること等の説明を行うとともに、この通告は協約第65条(下記(5)ア)が根拠である旨述べた。これに対して **X5**副委員長は抗議したが、**Y3**副課長は、会社が撤去を行う旨を述べて電話を切った。

【甲5、甲9、乙13～14、初審① **X5** 34～37頁】

(2) 各区における撤去等

ア 三鷹電車区

① 19年2月7日午後5時10分頃、三鷹電車区の **Y4**副区長は、三鷹分会の **X6**副分会長らに対して、掲示物①は個人を誹謗しているので、掲示板から撤去するよう要求したが、同副分会長らはこれを拒否した。

② 翌8日午前11時頃、**Y5**区長らが、掲示物①は個人を誹謗するものなので撤去するよう同分会の **X7**執行委員らに再度要求したが拒否されたため、その後、同副区長が掲示物①を撤去した。撤去された掲示物は、その後、同副区長より同分会に返還された。

【甲 8】

イ 立川車掌区

19年2月8日午前9時30分頃、立川車掌区の **Y6** 副区長は、立川分会の **X8** 執行副委員長に対し、掲示物①は個人を誹謗中傷し、また、職場規律を乱すものなので、午前11時までに掲示板から撤去するよう通告したが、同副委員長はこれを拒否した。

その後、同副区長は同副委員長に対し、午後1時までに掲示物①を撤去しない場合には、会社が撤去する旨通告したが、同副委員長が応じなかったため、同副区長らは、午後1時過ぎに掲示物①を撤去した。同掲示物は、午後3時頃、同分会の **X9** 執行委員長らに返還された。

【甲 7】

ウ 拝島運転区

① 19年2月7日、拝島運転区の **Y7** 副区長は、拝島分会の **X10** 執行委員に対し、掲示物③を撤去するよう要求したため、同執行委員は同掲示物を撤去した。

② 翌8日朝、同分会は、掲示物①を掲示したところ、同副区長は午後3時までに同掲示物を撤去しないと、会社が撤去すると通告した。分会がこれに応じないと、同日、同副区長は会社の指示であるとして同掲示物を撤去するとともに、併せて、掲示されていた掲示物②も撤去した。

【審査の全趣旨】

エ 八王子車掌区

19年2月8日午前8時頃、八王子車掌区の **Y8** 助役らは、八王子分会の **X11** 副分会長らに対し、同日の午前10時までに掲示物①を掲示板から撤去するよう通告した。同副分会長らがこれを拒否したところ、同助役は午前10時過ぎ、同掲示物①を撤去した。

【審査の全趣旨】

オ 豊田電車区

- ① 19年2月7日午後6時30分頃、豊田電車区の **Y9** 指導助役らは、豊田分会の **X12** 執行副委員長に対し、掲示物④及び⑤は個人の氏名を記載している点が誹謗中傷に当たるため、午後7時までに掲示板から撤去するよう求める旨通告したが、同副委員長がこれを拒否したため、同指導助役らは掲示物④及び⑤を撤去した。
- ② 翌8日午前9時頃、豊田分会の **X13** 執行副委員長が掲示物①を掲示板に掲示したところ、同日午後6時10分頃、**Y10** 副区長らは、同副委員長に、同掲示物は個人を誹謗中傷しているので撤去するよう通告した。

これに対して、同副委員長は抗議したが、会社が応じなかったため、同日、同副委員長は、掲示物①を撤去した上で、個人名をイニシャルに替えた掲示物①-2を掲示した。しかし、翌9日午後6時頃、会社がイニシャルでも問題があるとして撤去を求めたため、同分会は掲示物①-2を撤去した。

なお、豊田電車区は、掲示物①に個人名を書かれ、当時、出向中（後記5(1)イ③)であった **X3**（以下「**X3**」という。）の所属部署であった。

- ③ 同年3月16日、同区の **Y11**区長は、同分会の **X14**執行委員長に対し、掲示物④及び⑤の撤去については謝罪した。

【甲4、甲6、乙15の1～2、初審① **X13** 14～15・17～18頁】

カ 武蔵小金井電車区

- ① 19年2月7日午後5時30分頃、武蔵小金井電車区の **Y12** 副区長らは、武蔵小金井分会の **X15** 執行委員長に対し、同日午後5時40分までに掲示物①を撤去すること、撤去しない場合には

会社が撤去する旨通告した。同委員長が撤去すべき理由を質問したところ、同副区長は、個人名が書いてあることが問題である旨を説明した。

これに対して、同委員長は抗議したが、同副区長らが受け入れなかったため、同委員長は、掲示物①を掲示板から撤去した。

- ② 武蔵小金井電車区は、当時、 **X2**（以下「**X2**」という。）の所属部署であった。

【甲3、乙16、初審① **X15** 5～8頁】

キ 東所沢電車区

- ① 19年2月8日午前10時30分頃、東所沢電車区の **Y13** 区長らは、東所沢分会の **X16** 副分会長に対し、掲示物①、④及び⑥は個人の誹謗中傷に当たるので掲示板から撤去するように通告した。同副分会長はこれらの掲示物を撤去した。

- ② 翌9日、同区長らは、**X17** 副分会長に対して掲示物①以外は外さなくてよい旨伝えた。

同日、同区長は、**X18** 分会長に対して、掲示物④及び⑥の撤去通告については謝罪した。

【乙17、審査の全趣旨】

(3) 本件掲示物

本件掲示物は、以下のとおりである。

- ア 掲示物①及び①-2（19年2月2日付けFAXニュースはちおうじ第84号）（別紙①及び①-2）

掲示物①は、見出しとして、「第30回臨時中央委員会方針拒否の **X2**（武蔵小金井電車区） **X3**（豊田電車区）両君は『組織破壊者』と断定」、「**X2** 及び **X3** 両君を含む104名は6回にわたる機関開催決定方針の徹底と署名撤回の呼びかけを拒否！」と他の字

より大きな字で記載し、同見出しの **X2** 及び **X3** の氏名、「『組織破壊者』と断定」等の文字を赤塗りしたもの（ただし、7分会で掲示されたすべてのものが赤塗りされていたかは不明。）であり、本文では、第30回臨時中央委員会決定の内容を記載しているほか、第13回中央執行委員会決定の内容、すなわち、① **X2** 及び **X3** を含む104名の組合員らについて制裁申請が行われること、②同組合員らについて、制裁審査委員会答申までの間、組合員権の一部が停止されること、③同組合員らについて、本部事務所その他の組合事務所への立入りを禁止すること等を記載したものである。

また、掲示物①-2（上記(2)オ②）は、豊田分会の掲示板に掲示された掲示物①を会社の撤去通告に従って、撤去した後に掲示されたものであり、掲示物①と基本的には同一の文書であるが、赤塗りを止め、**X2** らの実名部分が「A君、I君」に変更されたものである。

#### 【乙6～7】

イ 掲示物②（19年2月1日付け支部情報スポット第54号）（別紙②）

掲示物②は、見出しとして、「第30回臨中決定に基づく『良くする会』署名未撤回者104名に制裁申請と組合権一部停止の緊急措置が下る！」、「八王子地本内では対象者は2名！ **X2** 君（ムコ電）**X3** 君（トタ電）」と赤字で他の字より大きな字で記載し、本文では、第13回中央執行委員会において、①第30回臨時中央委員会決定に違反した104名について制裁申請が決定されたこと、② **X2** らは、同方針違反に関する事情聴取を拒否したこと、この事情聴取の拒否により、「2名が『川を渡ってしまった確信犯』であることを自ら認めたことになった。」と記載されたものである。

#### 【乙8】

ウ 掲示物③（19年1月25日付けJR東労組連絡第395号）（別紙



③)

掲示物③は、中央本部指令第28号を伝える内容の文書であり、具体的には、第13回中央執行委員会決定に基づき、組合員104名について制裁申請を行うこと、同組合員らの組合員権の一部停止、組合事務所への立入り禁止等の内容が記載されたものである。また、上記104名（以下「制裁対象者」ともいう。）の氏名及び所属も記載されており、**X2**ら2名についても記載されているが、他の102名と同様に列記されており、両名について特段の強調はされていない。

また、掲示物③には、第30回臨時中央委員会の決定の内容を伝える中には、「『JR東労組を良くする会』は組織破壊集団である。」「『良くする会』の要請書に署名した組合員は2007年1月10日までに・・・署名を撤回しなかった組合員については、組織破壊者と判断せざるを得ない。」との記載がある。

【乙9】

エ 掲示物④（19年1月26日付け八王子地本連絡第224号）（別紙④）

掲示物④は、地本がその下部組織に対して中央本部の指令を伝えるものであり、第30回臨時中央委員会（18年11月20日）の決定及び第13回中央執行委員会（19年1月25日）の決定の概要が記載されている。

また、掲示物④には、制裁対象者104名について、掲示物③と同様な形式での記載がある。

【甲1】

オ 掲示物⑤（18年11月付け「第30回臨時中央委員会決定を全組合員で遵守し東労組破壊攻撃を打ち砕こう！」と題する文書）（別紙⑤）

掲示物⑤は、第30回臨時中央委員会決定の要旨等を記載した文書

であり、掲示物③とほぼ同様、「組織破壊集団」、「組織破壊者」といった表現が用いられたところがある。

【甲2】

カ 掲示物⑥（19年1月31日付け東京FAXニュース第119号）  
（別紙⑥）

掲示物⑥は、組合東京地方本部が作成した掲示物であり、「第30回臨時中央委員会に基づき指令第29号発出される！！」との見出しの下、第30回臨時中央委員会決定事項及び中央本部指令第28号の内容が記載されているほか、同地方本部内で制裁対象となった組合員17名の氏名が記載されている。

【乙12】

(4) 本件掲示物が掲示された経緯

18年当時、組合内部には組合執行部と対立する組合員らのグループ（組合の元副委員長である **X19** らのグループ。以下「**X19** グループ」という。）（後記5(1)ア②参照）の流れをくむ「JR東労組を良くする会」というグループが存在し、組合執行部に対して批判的な姿勢をとり、その一環として署名活動を行っていたが、**X2** らもこれに署名した。

組合は、同年11月20日開催の第30回臨時中央委員会において、当該署名を行った組合員104名（このうち、地本に所属する組合員は **X2** ら2名のみである。）に対し、19年1月10日までに署名の撤回等を求める決定を行った（以下「第30回臨時中央委員会決定」という。）。

しかし、当該組合員104名が、組合の6回にわたる呼び掛けにもかかわらず、第30回臨時中央委員会決定に従わなかったことから、組合は、同月25日開催の第13回中央執行委員会において、組合規約に基づき制裁申請を行うこと、制裁審査委員会答申までの間、組合員権の一部を停止することなどを決定した（以下「第13回中央執行委員会決定」

という。)。そして、中央執行委員会は、各地方本部執行委員会に対し、第13回中央執行委員会決定の内容を各級機関と全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることなどを指令（以下「中央本部指令第28号」という。）する内容の掲示物③を送付した。

この連絡を受けた地本は、第13回中央執行委員会決定等を組合員に周知徹底するため、その内容や地本に所属する制裁対象組合員（X2ら）の氏名等を記載した掲示物①を作成し、掲示物③とともに、又は単独で、地本所属各分会の掲示板に掲示した。

なお、組合東京地方本部は、掲示物⑥を組合の掲示板に掲示し、中央本部指令第28号等の周知を図った。

【甲18、乙9、乙12】

(5) 組合掲示板設置に関する労働協約等

協約のうち、組合掲示板に関する規定及び組合掲示板の設置状況等は次のとおりである。

ア 掲示板に関する協約の規定

「(掲示)

第63条第1項 組合は、会社の許可を得た場合、会社施設内において文書等の掲示（以下掲示された文書等を「掲示類」という。）によって、組合活動に必要な宣伝、報道、告知を行うことができる。」

「(掲示類)

第65条第1項 掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、又は職場規律を乱すものであってはならない。」

「(掲示類の撤去)

第66条 組合が、会社指定の掲示場所以外の場所に掲示類を掲出

した場合、及び前条の定めに反した場合、会社は当該掲示類を撤去し、掲示場所の指定を取り消すことができる。」

【乙5】

イ 掲示板の設置状況

武蔵小金井分会、豊田分会及び三鷹分会の各組合掲示板は、いずれも会社関係者以外の一般人が立入りできない場所に設置されており、掲示板の掲示物を目にするのは、基本的には、組合の組合員等の会社関係者に限られる。

【甲15、初審① X15 12頁、初審① X13 23頁、初審① X7 33頁】

(6) 本件撤去等に対する本社の対応

本件撤去等について、八王子支社は会社本社に対し、事後に電話で報告をした。報告を受けた Y2 本社人事部担当部長は、その内容を取締役人事部長及び人事担当常務取締役に伝えた。

本社人事部は、八王子支社に対し、誤って撤去の通告または撤去したものであるについては、組合に謝罪をしたうえでどのように掲示を元に戻すか、八王子支社勤労課と地本で相談するよう指示した。

【再審査① Y2 24～26頁】

(7) 本件撤去等以降の経過

ア 本件撤去等後の労使の協議等

1999年2月7日から13日にかけて、地本は、八王子支社に対し、本件撤去等について抗議を行った。また、本件撤去等の是非について、同月16日及び6月7日には臨時拡大経営協議会、同年6月15日及び20日には団体交渉が開催されたが、労使の見解は一致しなかった。

なお、会社は、掲示物③ないし⑥は誤って撤去の通告または撤去したとして経営協議会または非公式の折衝の場で地本に謝罪し、また、該当の区長から分会役員に謝罪したところがあった。

【甲17、初審④ Y14 20～21頁】

イ 本件不当労働行為救済申立て

19年7月20日、組合は、東京都労委に本件救済申立てを行った。

#### 4 ジェイアール労働組合の結成

**X2** らは、その後、両名に対して開始された組合の制裁審査手続を経て、組合から除名された。

また、**X2** らは、「JR東労組を良くする会」を母体として結成されたジェイアール労働組合（JR労組）の東京地方本部の結成（19年9月19日）に際し、**X2** は同地方本部の情宣部長に、**X3** は同地方本部の会計監査に、それぞれ就任した。

【甲18、甲25】

#### 5 **X2** らの言動等に対する組合の対応等

##### (1) 本件掲示物掲示以前の **X2** らの言動に対する組合の非難等

**X2** 及び **X3** は19年まで組合員であり、地本に所属していたが、本件撤去等以前の15年頃から、以下のとおり、他の組合員から非難等を受けることがあった。

##### ア **X2** に関する経緯

- ① 15年5月28日、武蔵小金井電車区の本区運転事務室において、以下のとおり、当時、武蔵小金井電車区の運転士をしていた **X2** と **X20** ら組合員2名とが口論となり、同区の **Y15** 区長（以下「**Y15** 区長」という。）らに制止されたことがあった。

**X20** ら組合員2名は、本区運転事務所の点呼場で報告書を書いていた **X2** に対し、同人が組合執行部と対立する組合員らのグループが開催した東京での集会に参加はしていないと述べたことの真相を確かめようとして声を掛けた。**X2** は二人を無視してロッカー室に入って行ったので、**X20** ら5名程が **X2** を追いかけた。そ

の後ロッカー室から本区運転事務所に出てきた **X2** は、運転当直助役に「俺は話したくないのにこいつらがしつこくつきまとう。」と訴え、**X20** から組合員2名と口論になった。そこで、副区長から連絡を受けた**Y15** 区長が「ここは点呼場でこのような話をするところではない。」と言って **X20** から組合員2名を **X2** から引き離し、同人は点呼を終えて退社した。口論の際、**X2** に話しかけたのは、**X20** から組合員2名のみであったが、当該口論が生じたことから、約8名の職員が口論の周辺でその様子を注視していた。

同日、**Y15** 区長は、武蔵小金井分会の **X21** 分会長（以下「**X21** 分会長」という。）に対し、**X2** に職場で接触しないよう求めた。

また、八王子支社の勤労部長は、地本の副委員長に対し、同様の事態を生じさせないように申し入れたところ、同副委員長は、手待ち時間に1、2名で話をするにはあるとしても、勤務中に大勢で取り囲むようなことはないよう指導する旨述べた。

【甲13～14、乙21、乙26の1、乙65～66、乙68、初審② **X20** 44～52頁、初審② **X21** 36～38頁】

- ② **X2** は、**X19** グループのメンバーが参加する、15年6月8日に開催されたバーベキュー大会に参加したとして、組合の掲示物で非難されることがあった。

【乙24の1～2】

- ③ **Y15** 区長は、**X2** から、15年6月30日に東京駅到着後、ホーム上で立川車掌区の従業員からすれ違いざまに「東京に恩はないのか。答える。」と大きな声で言われたことを告げられた。そこで **Y15** 区長は、「担当区には、お客さまの手前、好ましくない旨伝えておく。」と **X2** に述べたことがあった。

【乙25、乙26の1】

- ④ 15年7月7日、**X2** は、上記③の従業員に関する事で、分会から「なぜ会社に言うのか。」と言われたと **Y15** 区長に話した。

【乙25、乙26の1】

- ⑤ 15年10月頃、**X2** に対し、地本から事情聴取の要求があったが、**X2** がこれを拒否したところ、**X2** を非難する「FAXニュースはちおうじ」が武蔵小金井分会の掲示板に掲示された。同掲示物には、**X2** が組合からの事実調査に応じないと文書で回答した旨のほか、「反組織的行為について全く思い当たる所がないと・・・ 今後、話をする事は一切ないと 東労組を破壊する**X19**一味とは断固たたかおう！」等と記載されており、**X2** の氏名や「反組織的行為」等の文字が大きく記載されていた。

**Y15** 区長は、**X2** からこの掲示の件を聞いたため、**X21** 分会長に対して、当該掲示物を撤去するよう指示した。その後、当該掲示物は分会により撤去された（後記6(1)①）。

【乙22の1～2、乙65】

- ⑥ 18年5月、「組織破壊・除名者の激励ボウリング開催される！」と題する文書が組合の掲示板に掲示された。同掲示物には、同ボウリング大会に **X2** が参加していたことが、「そしてムコ電分会の **X2** 氏も参加！」と記載されており、「**X2** 氏」の部分は特に大きな文字で記載されていた。

武蔵小金井電車区の管理者は、**X21** 分会長に対し、個人を中傷しているため撤去するよう指示した。その後、同掲示物は分会により撤去された（後記6(1)②）。

【乙23、乙32、乙69】

#### イ **X3** に対する非難等

- ① **X3** は、14年7月に地本八王子支部の副委員長に就任したが、

任期途中で辞任したため、同辞任等について、組合員らから呼び出されたり、職場集会で非難を受けたことがあった。

**X3** は、15年2月10日、豊田電車区区長に対して、医師から自律神経失調症であるとの診断書が出され休みを取りたい旨を電話で伝えた。また、**X3** は、同月21日の再診時医師の診断書を会社に提出したが、同診断書には、診断名は「うつ状態」とされ、「心因性のストレスが外部要因として侵害刺激を与えていることが明らかであり、すみやかにそのようなストレスから脱することが必要である。」と記載されていた。

そのため、会社は、産業医や **X3** の主治医を同席させて **X3** 本人から聞き取りを行うなどの対応を複数回にわたり行った。その際、**X3** の主治医は、「このような状態にする組合は許せない。」などと述べた。

**X3** は豊田電車区の車両技術主任をしており、構内で電車を運転する限定免許を持ち同電車区の高尾派出で車両の入替えを担当していたため、会社は、上記状態の下では電車を運転させられないとして、同人は同電車区の本区に異動になった。

【乙18～20、乙63、乙69、初審②**X22** 16頁、初審②**X22** 17～18頁、  
初審②**X23** 25頁】

② 15年5月7日、豊田電車区の **Y10** 副区長（以下「**Y10** 副区長」という。）は、**X3** から、他の組合員に絡まれた旨の話を聞いた。

同月8日、遊佐孝行区長は、豊田分会所属の組合員である **X22**、**X24** 及び **X23** に対して、**X3** の診断書の内容や同人の主治医が暴力的な組合だと怒っていることを伝えるとともに、同人の病状を悪化させないため、同人に直接接触することはせず、同人に話をするときは自分を通すように依頼した。分会はその依頼を了解し、



その後、組合が集団で **X3** に接触することはなかった。

同年6月16日、7月4日、遊佐孝行区長らは **X3** と面談したが、同人は個別に組合の組合員が話しかけてきてくることもあり、不安になった旨述べた。

【甲10～12、乙18、乙37、乙63】

- ③ 会社は、**X3** の主治医から15年9月1日付け診断書で「職場環境の変更（配置転換など）を実施するように要請する。」と指導を受けたことから、**X3** に会社とは関連性がない会社への出向を勧め、同人もそれを望んだため、15年11月、株式会社オール商会（警備会社）に **X3** を18年11月までの3年間の予定で出向させた。出向前、**X3** は、組合青年部から出向するなら一言謝って行くべきではないかと言われたことを**Y10** 副区長に報告し、併せて、このようなことを言われるとまた心臓がドキドキする旨述べた。

会社は、上記出向期間満了に当たり、**X3** が元の職場に戻ることに不安を訴えたため、出向期間を20年8月31日まで延長することとし、さらに、同人の申し出を考慮し、23年8月31日まで出向期間を延長した。

そのため、**X3** は、本件撤去等当時、豊田電車区に来ることはほとんどなく、職場において豊田分会の組合員らと接触する機会はなかった（ただし、**X3** は出向期間中も会社の社宅に住んでいた。）。

【甲64、乙18、乙63、乙69、初審①**X13** 19～20頁、初審②**X22** 18～19頁】

- (2) 本件掲示物掲示時及びそれ以降の **X2** らの状況

本件掲示物の掲示時及びそれ以降、組合員らは、**X2** らに対して直接的な非難や接触は行っておらず、八王子支社管内の職場や同人らの職務遂行に具体的な混乱は生じていない。

本件救済申立て後である19年9月頃、**X2**らにそれぞれの上司が面談したところ、**X2**は、本件掲示物について非常に嫌悪感を覚えた旨述べ、また、**X3**は、それらの掲示物を見ると精神的につらい旨述べた。

【甲18、初審① **X15** 8・13頁、初審① **X13** 21頁、初審② **X23** 30頁、初審② **X21** 40頁、初審② **X20** 53頁、初審④ **Y14** 16～17頁】

### (3) 浦和電車区事件

会社の浦和電車区では、13年1月以降、組合の組合員が組合と対立するグリーンユニオンの主要メンバーとキャンプを行ったことをめぐり、次のようなことがあった。

#### ア 事件の概要

13年1月から7月にかけて、組合の組合員らが当時組合の組合員であった1名を脅迫して組合から脱退させるとともに、会社から退職させた（以下「浦和電車区事件」という。）として、14年11月1日に組合の組合員7名が逮捕され、同月22日に東京地方裁判所に起訴され、本件掲示物の掲示当時、当該刑事事件が係属していた。

19年7月17日、東京地方裁判所は、上記7名につき、懲役1年から2年、執行猶予3年ないし4年の有罪判決（強要罪）を言い渡した。21年6月5日、東京高等裁判所は各控訴を棄却し、24年2月6日、最高裁判所は各上告を棄却した。

上記第一審及び控訴審判決によれば、上記組合員7名は、被害者が組合と対立するグリーンユニオンの主要メンバーとキャンプに行ったこと等に関して、被害者は「嘘つき」、「裏切り者」、「組織破壊者」であるとして、被害者に対して多数人で厳しい言葉を浴びせるなど被害者を繰り返し脅迫して組合から脱退させるとともに、会社から退職させたとして、強要罪に該当するとされた。

なお、浦和電車区事件が発生したとされている当時、被害者の行動

に関して「組織破壊攻撃」という表現が用いられた掲示物1点（13年1月1日付け「JR東労組浦和電車区分会青年部情報」）が組合の掲示板上に掲示されたことがあった。

【乙42、乙70～73、乙75、乙84、初審④ Y14 5～8頁】

イ 浦和電車区事件に関する会社の対応

会社は、上記アの組合の組合員7名の逮捕後、職場規律の維持・確立に取り組むよう管理者に指示を行うなど、再発防止に向けた対応を行った。

また、会社は、第一審判決後の19年8月30日、被告人ら6名を懲戒解雇処分に付した（被告人のうち1名は懲戒解雇以前に会社を退職した。）。

【乙35、乙36、乙40の3、初審④ Y14 4～8頁】

(4) 組合と組合の組合員との間で生じたトラブル

ア 8年7月に高崎電車区に配属された新人車掌のうち3名が、同年8月に組合を脱退し、国鉄労働組合（以下「国労」という。）に加入した。

組合高崎電車区分会は、脱退した3名に対して集団で取り囲んで復帰の説得を行った。

上記3名は数日のうちに再び組合に加入した。

【甲24、乙83、再審査① Y2 9～11頁、再審査① X25 58～59頁】

イ 組合の組合員であった運転士は、組合三鷹分会青年部が行っていた署名活動への協力を拒否した。

組合の組合員は、集団で取り囲んで署名への説得活動を続けていたが、同人はこれに応じず組合を脱退した。

10年8月、同脱組合員を批判する内容の組合青年部が作成の掲示物が掲示された。同掲示物には、「JR東労組内に跋扈する悪玉菌たち!」、同人の名前を挙げ、「お前もか!」、「各級機関は、JR東労組

の団結強化と一切の組織破壊者と断固対決しよう！」等と記載されていた。

【甲 23、乙 76、乙 83、再審査① Y2 11～12 頁、再審査① X26 67～69 頁】

ウ 11年6月、上野車掌区の組合員は、同期従業員との酒席で、組合の対立する組織であるJR連合について、「JR連合万歳」と発言した。

組合は当該言動を問題とし、上記組合員に対し集団で事情聴取した。同人は冗談だと釈明したが、組合の組合員らは「組織破壊だ。」等と述べた。また、組合青年部、組合上野支部及び同上野駅分会は、上記発言を「組織破壊攻撃」だとする掲示物をそれぞれ掲示した。

なお、上記組合員は、同年7月、組合に謝罪し、引き続き組合に所属している。

【甲 24、乙 77、乙 78 の 1～3、乙 83、再審査① Y2 12～14 頁、再審査① X25 59～60 頁】

エ 11年9月、三鷹電車区の運転士の組合員 S は、組合と対立していたグリーンユニオンの組合員が参加していた懇親会に他の組合員 3 名とともに参加した。

組合は、組合員 S を当該行為をとらえ「組織破壊者」と集団で非難した。同月、組合八王子地本、同地本三鷹支部、組合三鷹分会青年部及び組合八王子地本青年部は、当該懇親会に出席した上記組合員 4 名を「組織破壊者」として非難する掲示物を掲示した。

同年10月15日、非難を受けた組合員 S は組合を脱退し、同月18日、グリーンユニオンに加盟した。

また、同年12月10日、同人は、当時の組合三鷹分会長の社宅の郵便ポストに車のホイールキャップを投げつけて破損させたところを、同社宅に住む別の従業員に捕まり、会社は同人を社宅から退去させた。

なお、会社は、組合の組合員による同人への非難の言動が続くことから、同人を管理者の目が届く事務室内での業務に就かせたり、12年3月以降、三鷹駅への助勤を命じたりし、同年9月15日には株式会社オール商会への出向を命じた。同人は、これら助勤や出向命令を不服として、会社に対し、三鷹電車区運転士の地位にあることの確認等を求めて訴訟を提起したが、会社が20年7月1日に豊田電車区の運転士に発令したことから、両者間で和解が成立した。

【甲23、甲30、乙29の1～5、乙79、乙80、乙83、再審査① Y2 14～20頁・33～34頁・43～45頁、再審査① X26 69～73頁】

オ 小海線営業所所属の運転士の組合員は、組合本部定期大会代議員選挙に立候補して落選したが、15年5月10日から13日にかけて行われた組合中央本部運輸車両部会常任委員会において、組合員から集団で糾弾を受けたとして、同営業所管理者に申告した。

上記常任委員会では、組合中央本部運輸車両部会選出の代議員をこれまでどおり話し合いで選出することを全会一致で決定していたにもかかわらず、同人がこの決定を破って立候補したとして問題とされた。

その後、同人は、18年9月、15年5月に受けた精神的苦痛が傷害に当たるとして当時の同常任委員の組合員22名を佐久警察署に告訴した。うち1名については告訴が取り下げられ、3名については警察署での事情聴取もなく送検もされず、残り18名については長野地方検察庁において21年11月30日付け不起訴処分となった。

【甲24、甲31、乙82、乙83、再審査① Y2 20～22頁・34～35頁、再審査① X25 47～48頁・60～61頁】

## 6 本件撤去等以前における掲示物の取扱い

### (1) 本件以前に会社が組合に撤去を要求した掲示物

以下のとおり、会社は、本件以前にも、組合に掲示物の撤去を求めた

ことがあったが、労使で協議の上、組合が撤去に応じたり字句の修正を行う等の対応をとったため、会社自ら組合の掲示物を撤去したことはなかった。

このうち、**X2** らに関する掲示物にあつては、次のとおりである。

【甲17、乙27の1、乙69、初審① **X15** 9頁、初審① **X13** 19頁】

① 15年10月頃に掲示されたFAXニュースはちおうじ

上記5(1)ア⑤のとおり、本掲示物には、**X2** が組合からの事実調査に応じないとしたこと及び「反組織的行為について全く思い当たる所がないと・・・ 今後、話をするは一切ないと 東労組を破壊する **X19** 一味とは断固たたかおう！」等が記載されており、**X2** の氏名や「反組織的行為」等の文言は大きく記載されていた。このため、武蔵小金井電車区**Y15** 区長は、**X21** 分会長に撤去するよう求めた。分会は、本掲示物を撤去した。

【乙22の2、乙27の1、乙65】

② 「組織破壊・除名者の激励ボウリング開催される！」との標題の文書

上記5(1)ア⑥のとおり、本掲示物には、当該ボウリング大会に、**X2** が参加していたことが記載されていたことから、18年5月10日、武蔵小金井電車区の管理者は、**X21** 分会長に対して撤去を求めた。武蔵小金井分会は、本掲示物を撤去した。

【乙23、乙27の1、乙32】

(2) 「組織破壊」等の表現が用いられた掲示物

組合は、本件掲示物の掲示以前の11年9月にも、個人名を強調したり、「組織破壊者」等の表現を用いた複数の掲示物によって、組合と対立する個人の行為を非難することがあった。また、本件撤去等が行われた19年当時においても、次の掲示物の掲示があったが、これらの掲示物

について会社からや撤去の通告や特段の指摘は行われなかった。

なお、「組織破壊」という用語は、既に国鉄時代の昭和46年当時、労働組合の弱体化工作の意味で用いられた例がある。

【甲26、乙24の1、初審① X15 13頁、初審① X7 25・32頁、初審① X5 38頁、初審③ X27 9頁、初審④ Y14 33頁】

① 19年6月21日付け東京FAXニュース第239号

本掲示物は、ジェイアール労働組合の結成を批判する内容の掲示物であり、「分裂や 権力・JR連合・一部マスコミの絶大なる支援のもと『ジェイアール労働組合』（略称JR労組）を旗上げ」との見出しの下、ジェイアール労働組合の当時の役員の氏名を列挙した上で、「6月21日、分裂やは、ついにその本性を露にし、40～50名で『ジェイアール労働組合』なる分裂労働組合の旗上げを行った。」「あの“テロリストキャンペーン” N 記者とも仲良く“JR東労組の破壊”を宣言・分裂に向けた集会を細々と開催した。」「彼らが今後『民主的』『組合員のための労働組合』なる美辞麗句をいかに並べようとも、その本質は労働者にとって唯一の武器である“団結”を破壊する『分裂や・壊しや』でしかないことを、我々のますますの団結で実証していこう！」等との記載がされている。

【甲22】

② 19年9月20日付けFAXニュースOMIYA第37号

本掲示物は、組合を脱退した組合の元組合員を批判する内容の掲示物であり、「9/20 大宮運転区 X28 君 東労組を脱退する」、「組織破壊者を許さない！」等の記載がされている。

【甲19】

③ 19年9月21日付けFAXニュースOMIYA第39号

本掲示物は、組合大宮地方本部大宮運転区分会において開催された

緊急集会に関する掲示物であり、「ジェイアール労働組合による組織破壊を許さない、怒りの緊急集会」、「9月20日、中央本部に大宮運転区分会の **X28** 某から、東労組脱退届が郵送された。」、「彼は東労組を壊す立場に立った！絶対に許せない！分会一丸となって突き進もう！」等の記載がされている。

【甲20】

#### 7 別件不当労働行為救済申立て

組合は、20年6月5日、浦和電車区事件に関する会社役員の発言が組合に対する支配介入に該当するとして、東京都労委に会社を被申立人とする不当労働行為救済申立てを行った（東京都労委平成20年（不）第50号事件）。

東京都労委は、同申立てを棄却したところ、組合は再審査の申立てを行い（中労委平成23年（不再）第49号事件）、同事件は、本件再審査審問終結時現在、当委員会に係属中である。

### 第5 当委員会の判断

1 当委員会は、本件撤去等のうち、掲示物①の撤去及び撤去通告をしたことは労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当しないが、これ以外の掲示物①-2及び②ないし⑥の撤去及び撤去通告をしたことはいずれも労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当すると判断する。その理由は、以下のとおりである。

#### 2 本件掲示物の撤去と支配介入の成否について

本件のように労使間で組合掲示板の貸与協約が締結されている場合、使用者がそこに貼られた掲示物を撤去する行為は、同協約に基づく労働組合の組合掲示板利用の権利を侵害し、同協約による正常な集団的労使関係秩序を害するものとして、それ自体で労働組合の弱体化を招くおそれがある不当な



行為といえ、支配介入に該当する。しかし、本件の協約（第65条第1項）のように、掲示物の記載内容が「会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、又は職場規律を乱すもの」である場合に使用者が掲示物を撤去できる旨の規定が置かれているときには、当該掲示物がこれに該当すれば、使用者の掲示物撤去行為は、支配介入にならないと解することができる。この場合、掲示物の記載内容が撤去要件に該当するかどうかの判断は、労働組合法第7条第3号が労働組合と使用者との間に実質的な対等性を保障するため、使用者による組合弱体化のおそれのある不当な行為等を禁止したものであることに鑑みれば、全体として何を訴えようとしているのかという点を踏まえて、当該記載内容による被侵害利益の性質、侵害の程度、記載内容の裏付け証拠の有無、掲示物掲出をめぐる労使関係等の具体的事情を実質的・総合的に考察した上で、当該掲示物が労働組合に組合掲示板を貸与するという本件の協約の趣旨に反するものといえるか否か（本件にあつては、本件掲示物が、実質的に個人を誹謗しているか、職場規律を侵害する具体的なおそれがあるか等）の観点から判断すべきである。

また、上記のとおり、支配介入の成否は、使用者の行為が組合弱体化を招来するおそれがあるかどうかにかかっているのであるから、そうした行為といえるかどうかについては、掲示物の撤去要件該当性のみならず、その性格、その掲示当時の労使事情等諸般の事情も踏まえて総合的に判断すべきである。

### 3 掲示物①について

- (1)ア 掲示物①の記載内容等をみると、同掲示物は組合の中央執行委員会が **X2** らに対する制裁申請を決定したことを報じるものであるが、冒頭の見出しを、大きめの文字で、「第30回臨時中央委員会方針拒否の **X2** （武蔵小金井電車区） **X3** （豊田電車区）両君は『組織破壊者』と断定」と記載し、**X2** らの個人名を赤塗り、「組織破壊者」

の文字を更に大きな文字で赤塗りとして強調し、また、中見出しも、大きめの文字で、「**X2**・**X3** 両君を含む104名は6回にわたる機関開催決定方針の徹底と署名撤回の呼びかけを拒否！」と記載し赤塗りしたものであり、同人らを名指しで強く非難するものである(ただし、7分会で掲示されたすべてのものが赤塗りされていたかは不明である。)

イ 他方、掲示物①の掲示に至る状況についてみると、(ア) 掲示物①の掲示当時、各労働組合は組合員の獲得競争をしており(前記第4の2(2))、組合にとって団結の維持強化が重要な課題となっていたことが認められる。その中であって、**X2**らは、組合執行部を批判する内容の文書に署名したことについて、組合の6回にわたる呼び掛けにもかかわらずこれを撤回せず、自らの立場を維持し続けたこと(同3(4))、(イ) 同掲示物の掲示後ではあるが、同人らは組合から除名された後、新たに結成された労働組合の東京地方本部において役員に就任していること(同4)からすると、上記アの記載等は、地本が上記同人らの言動を組合の団結を乱すものとして非難するものであり、同掲示物は組合の団結ないし団結統制に関する内容が情宣されたものであるといえる。

ウ 以上のことを踏まえ、掲示物①についてみると、同掲示物は、それ自体としては、組合内部における統制手続の情報を組合員に対して伝達するものであり、組合の自主的な運営の範囲に属するものであるといえる。しかしながら、その態様は、上記アのとおり、**X2**らの個人名が殊更に強調して記載され、また、同掲示物の掲示時点では組合の中央執行委員会が同人らに対し制裁申請を決定したに過ぎないのに、同人らが「『組織破壊者』と断定」されたとして大きくかつ強調して記載されている。また、会社が主張するとおり、掲示物①の掲示以前、

組合内の対立から、浦和電車区事件やこれと同種の事件が生じ、**X2**らに対しても一時期、組合の組合員らから非難・攻撃が行われたことがあったのであるから、会社が再び上記のような事態が発生しないよう職場規律の維持、安全な職場環境の維持・整備について特段の意を用いていたものと推測され、そうした中で、上記アのような記載・表現が含まれる掲示物の掲示について、職場規律の維持の観点から懸念を抱いたことは理解できる。上記の記載内容等は、具体的な行動を示す等して同人らに対する非難・攻撃を呼び掛けたり、同人らを攻撃・糾弾しようとしたものではないが、上記ア及びイの形状・内容からすると、同人ら個人に対する非難・攻撃を誘発し、会社従業員間、とりわけ組合の組合員間の対立を生じさせ、そのことにより職場規律が乱れる具体的なおそれがなかったものとはいえない。

以上からすれば、掲示物①は、当然に本件協約第65条第1項にいう「個人を誹謗し、・・・又は職場規律を乱すもの」に該当する蓋然性が高く、少なくとも、会社がこれに該当すると判断したことには相当の理由があったといわざるを得ない。そうすると、会社がこのような掲示物①を撤去したことをもって、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当すると判断することはできない。

なお、上記アのとおり、掲示物①の赤塗りは、すべての分会における掲示物についても同様であったかは明らかではないが、仮に赤塗りがされていないとしても、**X2**らの名前と「『組織破壊者』と断定」が大書されているのであるから、上記結論に変わりはない。

エ もちろん、労働組合における情宣活動の重要性、組合運営における自主性の尊重及び公正な労使関係の観点から、掲示物の撤去等に当たっては、会社が組合に対し相応の説明と協議を行い、当該協議を通じて、表現の修正、一部削除等撤去以外の方法をも含めて組合に弾力的

な対応を求めていくことが望ましかったといえる。しかし、掲示物①は、上記のとおり、組合員らの **X2** から個人に対する非難・攻撃を誘発するおそれがあったとはいえず、会社が緊急な対応が必要と考え、組合と協議を行なうことなく、単に撤去の通告をするのみで分会自らが撤去しないものについては撤去通告後短時間で撤去したことも、本件の状況においては、やむを得ないものであったといえる。

- (2) 以上のとおりであるから、会社が、組合の分会の掲示板に掲示された掲示物①を撤去及び撤去通告したことには合理的な理由があったものと認められ、労働組合法第7条第3号に該当しない。

#### 4 掲示物①-2について

- (1)ア 掲示物①-2は、掲示物①につき会社の指摘を受け、同掲示物の **X2** 及び **X3** の個人名部分を「A君」、「I君」とイニシャルに修正したもので、その他の内容は同掲示物と同一である。

イ 会社は掲示物①-2により職場規律が乱されるおそれがあると主張し、上記3(1)ウのとおり事情が認められるのであるから、同掲示物の掲示により会社が職場規律の維持の観点から懸念を抱いたことは理解できないではない。

しかしながら、(ア)掲示物①-2には、制裁申請が決定したに過ぎない者を「『組織破壊者』と断定」とするなど、その表現には正確を欠き穏当を欠くところはあるものの、組合は、会社の指摘を受け、掲示物①の赤塗りを止め、また、個人名部分をイニシャルに修正しこれが誰を指すか直ちに分からなくするなど、個人攻撃を避けるための一定の配慮を行っていること、(イ)掲示物への赤塗りを止めたことにより、**X2** らに対する非難について、読者に与える影響が減少し読者の受ける印象は異なるものになったものとみられることから、掲示物①-2を掲示物①と同一に考えることはできない。このことに加え、(ウ)掲示

物①－２は「組織破壊者」に対して非難・攻撃を呼び掛けたり、これらの者を名指しで攻撃・糾弾しようとしたものではないこと、(エ)同掲示物は団結ないし団結統制に関する内容が情宣されたもので、会社は当該内容の掲示物については慎重な対応が求められるべきものであったこと、(オ) X2らは上記3(1)イのとおり組合の再三の呼び掛けにも応じておらず、同掲示物の記載が個人的領域の行為を故なく非難するものとは相違ないことを併せ考えると、会社が掲示物①－２についても掲示物①－１と同様に本件協約の撤去要件に該当すると考えたことは相当とはいえない。

ウ 以上のとおり、掲示物①－２は組合員らの X2 に対する非難・攻撃を誘発し、同人らの心身の安全に直接関わる事態を生じかねない内容のもとはいえない。仮に会社がこれを「職場規律を乱すもの」に該当すると考えたとしても、撤去等に当たり組合に対し相応の説明と協議を行い、当該協議を通じて、表現の修正、一部削除等撤去以外の方法をも含めて組合に弾力的な対応を求めていくことが必要であった。そして、同掲示物は、組合の団結ないし団結統制に関する内容について情宣されたもので、とりわけ使用者の介入が許されない領域のものであり、また、組合は会社の指摘を受け同掲示物に一定の変更を施し、上記3(1)エでみたような撤去の緊急性は認められないと考えられるのに、会社は撤去の通告をするのみで、豊田分会と協議を行っていない。

エ 本件掲示物の中には、他分会では、当該通告を拒否することにより通告後短時間で会社自らが撤去していることに鑑みると、仮に豊田分会が掲示物①－２を撤去しなければ、会社が撤去することになったことが推認できる。

(2) 会社は、掲示物①－２の撤去通告は当時の諸事情に照らして相応の根

抛と理由があり、組合の運営活動を妨害したり、組合の自主的決定に干渉したりする意図は有していなかったのであるから、支配介入の意思（具体的な反組合的行為の意思）は存在せず、支配介入の意思を欠いたものとして不当労働行為は成立しない旨主張する（前記第3の1(2)）。

しかし、会社が掲示物①－2が組合活動として掲示されたものであることを認識した上でこれを行ったことは明らかであることに加え、上記(1)イのとおり、同掲示物は組合の団結自治ないし組合員の統制に関する内容が記されたものであり、これがとりわけ使用者の介入が許されない領域のものであるのに、上記(1)ウのとおり、同掲示物の撤去通告は組合への労使関係上の配慮を欠いた方法で行われていることからすると、「支配介入の意思」を欠いているとはいえない。

- (3) さらに、会社は、安全配慮義務（労働契約法第5条）の履行という観点からみて、掲示物①－2について撤去通告したことは不当労働行為に当たらない旨主張する（前記第3の1(1)ウ）。

しかし、上記(1)イのとおり、掲示物①－2は掲示物①の掲示物とは同一には考えられないものとなっていたのであるから、同掲示物に対する撤去通告が安全配慮義務に基づく行為として正当化されるものではない。

- (4) 以上のとおりであるから、掲示物①－2を撤去通告したことは、合理的な理由がなく組合の運営に介入したものとして、労働組合法第7条第3号に該当する。

## 5 掲示物②について

- (1)ア 掲示物②は、いずれも赤字で、見出しを、「第30回臨中決定に基づく『良くする会』署名未撤回者104名に制裁申請と組合員権一部停止の緊急措置が下る！」とし、中見出しを「八王子地本内では対象者は2名！ **X2** 君（ムコ電） **X3** 君（トタ電）」とするものである。掲示物①も制裁手続の開始を報じるものでもあるが、その中

心は **X2** らを「組織破壊者」として非難する趣旨を全面に押し出したものであるのに対し、掲示物②は、本文中に「川を渡ってしまった確信犯」などの表現をもって同人らの行為を非難する部分はあるものの、掲示物②を全体としてみれば、組合の中央委員会が同人らを含む104名の組合員の制裁申請を決定したことを報じることを目的としたものであると認められる。

イ 上記「川を渡ってしまった確信犯」との記載は、個人的領域の行為を故なく非難するものではなく、**X2** らの上記3(1)イの言動を組合の団結を侵すものとして、上記表現をもって非難したものと考えられる。その表現には穏当を欠くところはあるが、このことは組合の団結について表現されたものであり、しかも本文の中で記載され、特段強調する形をとったものではないから、労働組合の情宣としての相当性の程度を逸脱したものとはまではいえない。したがって、当該記載及び **X2** らの個人名が赤字で記載されていることをもって、協約第65条第1項で定める撤去要件とされる「個人を誹謗」するものとはまではいえない。このことに加え、地本らが15年10月頃に掲示された掲示物において、**X2** が地本の事情聴取に応じないことを「反組織的行為」として非難することはあったものの、それ以降本件掲示物が掲示された19年2月まで同人らに対する非難行為等を行われていなかったこと、同掲示物は上記及び上記アのとおり判断できること、同掲示物には具体的な行動を示す等して同人らに対する非難・攻撃を呼び掛けたり、同人らを攻撃・糾弾しようとしたものではないことに鑑みると、掲示物②が協約第65条第1項で撤去要件とされる「職場規律を乱す」ものともいえない。

ウ 掲示物②が掲示された拝島分会は、電車の運転関連の職場に組織され、当該職場はその性格から会社関係者以外の者は立ち入ることが困

難であることが推測される。そうすると、上記分会掲示板の掲示物の読者は、基本的には組合員を中心とした会社関係者に限られることとなり、それらの者は、組合と「JR東労組をよくする会」との関係、両者間の対立の経緯やこれに関わる X2 らの言動等掲示物が書かれた背景事情を認識していたものと考えられ、掲示物②の読者は、同掲示物の趣旨は、104名の組合員について制裁手続を行うことが中央執行委員会で決定され手続が進められること、地本に所属する者は X2 であることを伝えることを目的としたものであり、併せてこうした事態に至った同人らを組合が非難したものであると認識したものと考えられる。

エ 掲示物②の掲示当時も、会社は、浦和電車区事件のような事態が生じないよう職場規律には十分配慮していたものと推測されるが、会社が同掲示物が組合員らの X2 らに対する非難・攻撃を誘発し、「職場規律を乱すもの」に該当するなどと考えたのであれば、撤去等に当たり組合に対し相応の説明と協議を行い、当該協議を通じて、表現の修正、一部削除等撤去以外の方法をも含めて組合に弾力的な対応を求めていくことが望ましかったといえる。そうであるのに、掲示物②は、掲示物①-2と同様、撤去の緊急性は認められないのに、会社は撤去の通告をするのみで、拝島分会と協議を行っていない。

オ 会社は、掲示物②についても、上記4(2)及び(3)と同一の主張をするが、上記イのとおり、掲示物②は、「個人を誹謗」するものとも「職場規律を乱す」ものとも認め難いのであるから、同掲示物に対する撤去が安全配慮義務に基づく行為として正当化されるものではない。

(2) 以上のとおりであるから、掲示物②を撤去したことは、撤去要件に当たらない掲示物を撤去したことにより組合の運営に介入したものとして、労働組合法第7条第3号に該当する。



## 6 掲示物③ないし⑥について

- (1) 掲示物③ないし⑥には、個人名が列挙されているものの、同掲示物の趣旨・目的は「JR東労組を良くする会」の署名撤回の意思を明らかにしない組合員104名について、中央委員会に制裁申請をすることを決定したことを伝えることにあったことは明らかであり、上記個人名の記載は同機関決定の一部として、その対象者を示したものであると認められる。同掲示物には、「組織破壊者」等の表現が記載されているが、上記104名は組合の再三の呼び掛けにも応じなかったのであり、同表現はこれら掲示物では特に強調されたものでも、特定の者と結びつけて表現されたものでもなく、かつて会社は同表現を問題としていなかったことがあったこと（前記第4の6(2)）等からすれば、個人名や「組織破壊者」等の記載をもって直ちに、協約第65条第1項に定める「個人を誹謗」するもの又は「職場規律を乱すもの」に該当するとはいえない。加えて、会社の本社は、八王子支社に対し、掲示物③ないし⑥を誤って撤去等をしたことを組合に謝罪するよう指示していること（同3(7)）からすると、会社自ら、同掲示物が撤去要件に該当しないことを認識しているものといえる。
- (2) 豊田分会の掲示物④及び⑤については、会社は自ら撤去しているが、上記(1)のとおり、これらの掲示物は撤去要件に該当しないものであり、また、会社は、同撤去に当たって同分会に撤去を求める通告をしているものの、同分会が拒否するや通告後短時間で撤去しており、撤去に当たり同分会の理解を得るよう努めた事実はうかがわれない。そうすると、会社が豊田分会の掲示物④及び⑤を撤去したことは、協約の規定に反し、組合の情宣活動を侵害するものとして、労働組合法第7条第3号に該当する。
- (3) 拝島分会及び東所沢分会の掲示物③、④及び⑥については、会社は、

同掲示物の撤去を求める通告を行い、上記分会らは同通告に従い同掲示物を撤去している（前記第4の3(2)ウ②・同キ①）。このように掲示物撤去は上記分会らにより行われたものであるが、同通告は、会社がこれら分会への相応の説明・協議を経ることなく、一方的に撤去するよう通告したものである。そして、他分会では、上記(2)のとおり、会社では、当該通告を拒否するや短時間で自ら撤去していることに鑑みると、仮に上記分会らが撤去しなければ、会社が撤去することになったことが推認できるから、栞島分会及び東所沢分会に対して行った会社の撤去通告も、上記(2)の事案と同様、労働組合法第7条第3号に該当する。

- (4) 会社は、掲示物③ないし⑥の撤去を求める意思はなかったが、現場管理者が会社の指示を誤解し、会社の意に反して撤去を通告しあるいは自ら撤去したのであり、会社の意思に基づかないで行われたものであるから、これらの行為が外形的に支配介入に当たるとしても、その責任を会社に帰することはできないと主張する（前記第3の1(3)）。

会社は、労働委員会の審査において、掲示物③ないし⑥の撤去等は誤りであったことを自認しているが、掲示物を撤去等した現場管理者は、使用者である会社のために業務遂行の一環として、これら掲示物につき撤去等したのであるから、仮に同管理者が会社の指示を誤解したとしても、これが会社を免責させることにはならない。そして、会社は、これら掲示物の撤去等により組合の情宣活動に支障を来すことは当然認識できたのであるから、当該撤去等が支配介入に当たらないとはいえない。

また、豊田分会及び東所沢分会に対しては、それぞれの区長がこれら掲示物の撤去等について、分会役員に謝罪したことが認められる（前記第4の3(2)オ③・同キ②）。しかし、会社は、当該撤去等に対する謝罪、回復措置が、いつ、誰に対してどのような態様、内容をもって行われたか、具体的な立証をしていないのであるから、上記各区長の行為によっ

て、救済の必要性が失われたと認めることもできない。

- (5) 以上のとおりであるから、掲示物③ないし⑥を撤去等したことは、撤去要件に当たらない掲示物を撤去等したことにより組合の運営に介入したのものとして、労働組合法第7条第3号に該当する。

## 7 結論

以上の次第であるから、本件撤去等のうち、掲示物①の撤去及び撤去通告はいずれも労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当しないが、それ以外の掲示物①-2及び②ないし⑥を撤去及び撤去通告したことはいずれも労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

よって、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成24年11月21日

中央労働委員会

第一部会長 諏訪康雄 ㊟